

船橋市立習志野台第一小学校 「学校いじめ防止基本方針」



令和 7 年 4 月
船橋市立習志野台第一小学校

学校教育目標：やる気と思いやり

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

児童は、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないようにする。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に学校全体で対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの定義

本基本方針では、「船橋市いじめ防止基本方針」に基づき、次のとおりにいじめを定義する。

「いじめ」とは児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍する等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

① 学校におけるいじめの防止

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権教育を実施する。

② いじめの判断と留意点

- ア) いじめには多様な様態があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。
- イ) 本人がいじめを否定する場合もあるということを踏まえ、聴き取り等の調査を実施する。
- ウ) いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、職員会議や生徒指導部会、ケース会議などを通して、学校全体で共通理解を図り、対応していく。

エ)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童、塾やスポーツクラブ等の習い事で当該児童とかかわっている仲間や集団(グループ等)、当該児童との何らかの人的関係を指す。

オ)インターネット上の悪口などは、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていても、加害児童に対しては適切に対応し、指導する。

カ)いじめには必ずしも厳しい指導を要する場合であるとは限らない。教員の指導により良好な関係を築くことができた場合は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟に対応していく。

キ)複数回でなくても当該児童が心身的苦痛を感じた場合には、いじめと認知して適切に対応していく。なお、具体的ないじめの様態としては以下のようなものがある。

- ・冷やかしかからかい、悪口、脅し文句
- ・仲間外れ、集団による無視
- ・軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

③ いじめの早期発見のための措置

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して年3回の調査を実施するとともに、意見箱の設置の継続、児童との面談等その他必要な措置を講ずる。
- ・児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。教育相談体制の充実及び強化を図るため、スクールカウンセラーの積極的な活用を図る。

④ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

⑤ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- ・児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、インターネットの正しい使い方の研修会や指導を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

① 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。
＜構成員＞校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学校人権教育主任、養護教諭、該当学年担任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ＜活 動＞アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。いじめ事案に対する対応に関すること。
- ＜開 催＞月1回を定例会(生徒指導部会)とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

② いじめに対する措置

- ・いじめに係わる相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事案が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受

けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- ・いじめに直接加担していなくても、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」に対しても、適切な指導を行い、いじめ防止に向けての意識を高めさせる。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、船橋市教育委員会に速やかに報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の二点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。(アンケート調査・教育相談等での取り組み)

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること。

＜評価項目＞「学校では、いじめの調査や個人面談等で児童の人間関係の把握に努めている。」

- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること。

＜評価項目＞「学校では、いじめの調査や個人面談等で児童の人間関係の把握に努めている。」

「学校は、子どものことについての相談に適切に応じてくれる。」

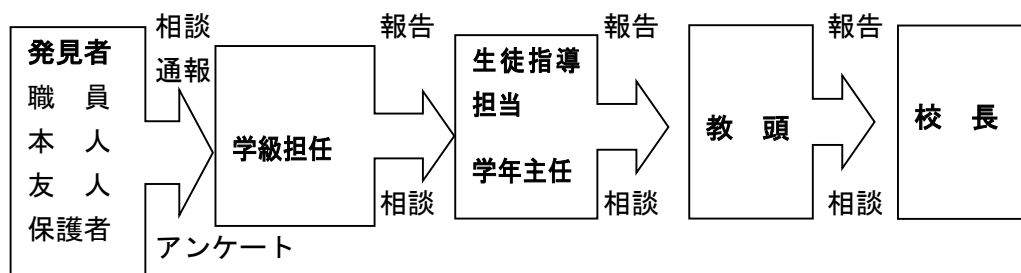
4 いじめの防止等のための具体的な活動事項

時期	活 動 内 容 (●:職員 ○:児童 ◇:保護者)
4月	●「学校いじめ防止基本方針」実施のための年間計画の検討 ・本校年間計画を基に、生徒指導部会(教育相談・特別支援教育)、教科部会(特に道徳・学校人権教育)、特活指導部(児童会活動)において「いじめ防止」に関する内容の確認を行い加除訂正することで、今年度の「学校いじめ防止基本方針」を決定する。 ●いじめ対策委員会 「学校いじめ防止基本方針」年間計画の策定 ●「学校いじめ防止基本方針」に関する研修 ・「船橋市学校いじめ防止基本方針」と本校のいじめ防止基本方針で、いじめに対する共通認識を図り、組織でいじめの防止に取り組む具体的な内容を決定する。 ◇保護者全体会 保護者への「本校いじめ防止」についての説明と啓発に努める。 ○1年生を迎える会・全校遠足 異学年交流活動を通して思いやりの心を育む。 ○避難訓練 協力する心を育む

5月	○◇全校奉仕作業 協力する心を育む・保護者の参加協力 ○◇校内音楽発表会 協力する心を育む
6月	○◇土曜参観 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開
7月	○修学旅行 協力する心を育む ◇個人面談 いじめの早期発見 ○◇生活アンケート いじめ早期発見 ●いじめ対策委員会 生活アンケートの集計結果についての検討・対策
8月	●職員希望研修
9月	○避難訓練 協力する心を育む ○校外学習 協力する心を育む
10月	○校外学習 協力する心を育む ○特別支援学校交流 人権教育
11月	○運動会 ○一宮宿泊学習 ○インターネットの正しい使い方「情報モラル教育」
12月	○◇授業参観 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開 ○◇生活アンケート いじめ早期発見（児童が書いたアンケートを保護者が確認） ●いじめ対策委員会 生活アンケートの集計結果についての検討・対策
1月	●学校評価アンケートを保護者に配付 集計・分析
2月	◇授業参観・懇談会 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の展開 ○◇生活アンケート いじめ早期発見（児童が書いたアンケートを保護者が確認） ○福祉体験 人権教育 ○6年生を送る会 協力する心を育む ●学校評価アンケート 結果報告
3月	●いじめ対策委員会 生活アンケートの集計結果についての検討・対策 ○お別れ式・卒業式 お世話になった6年生に感謝の気持ちを伝える。
通年	○教育相談日の設定と活用 ○◇スクールカウンセラー（市・週1回、県・月2回）児童・保護者の相談 スクールカウンセラー便り ○◇スクールソーシャルワーカーとの連携 ●特別支援教育の必要な児童への支援 関係機関との連携 ○ことばの教室との連携 ●職員会議・企画会議・3部会議（生徒指導部会）・学年会・教科部会 ●○各教科・領域での横断的な指導 ●○学級会活動
児童会	○いじめゼロ宣言 ○あいさつ運動（年3回） ○なかよし週間（年3回） 異学年交流活動を通して思いやりの心を育む。

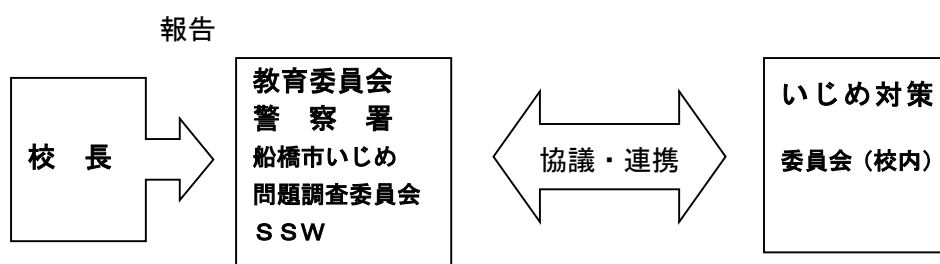
5 いじめの認知から相談・通報までの流れについて

(1) いじめを発見した時 (緊急時には、速やかな対応が必要なため下図のようにはない)



※ 事実確認 → いじめの防止・再発防止 → いじめを受けた児童・保護者への支援
いじめを行った児童への指導・保護者への助言

(2) 重大事案が発生した場合



※ 教育委員会と協議して、いじめ対策委員会を設置する。犯罪行為の場合は教育委員会・警察署と連携して対処する。